

じどう せいと ほごしゃ
児童・生徒・保護者の皆様へ

ぜったい
絶対やめよう
ネットいじめ



平成29年7月 立川市教育委員会

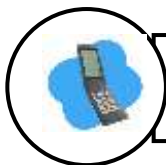
立川市では、いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、子どもの心に深い傷を長く残すものであり、絶対に許されない行為であるとの認識に立ち、平成26年11月1日に「立川市子どものいじめ防止条例」を施行しました。

また、平成28年7月8日（金）～7月19日（火）に、立川市立小学校の4・5・6年生（抽出1840名）及び立川市立中学校全学年（抽出1721名）を対象に行った「携帯電話などの利用状況に関する調査」では、携帯電話等の所持率及び使用率の平均が80%を超えるとともに、10%程度が仲間外れ等のトラブルに遭っていることが分かりました。

さらには、平成27年度に東京都教育委員会が、都内公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐために、利用時間の制限、フィルタリングの設定、個人情報の取り扱い等、5項目について方針を定めた「SNS東京ルール」を策定したことを受け、立川市立小中学校においても「SNS学校ルール」を作成しました。平成28年度は、SNS児童会サミット、中学生生徒会サミットを開催して児童・生徒がSNSの利用について主体的に討議する場を設け、「SNS学校ルール」の見直しを行うとともに、各ご家庭との連携により「SNS家庭ルール」の作成をお願いしました。

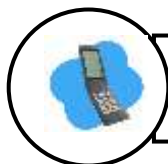
「ネットいじめ」は他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して解決に向けた取組を行っていく必要があると考えておりますので、本リーフレットが、各ご家庭におかれまして、お子様と一緒に携帯電話等の適切な利用等について話し合う際の資料として活用されることを期待します。

立川市教育委員会教育長 小町 邦彦



ネットいじめとは

「ネットいじめ」とは、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどで、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の友達の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどして、いじめを行うこと。



携帯電話等の利用状況（概要）

調査名：「携帯電話等の利用状況に関する調査」

期間：平成28年7月8日（金）～7月19日（火）

対象：立川市立小学校4・5・6年生（抽出1840名）及び立川市立中学校全学年（抽出1721名）



携帯電話やスマートフォンを持っていますか。

■自分のものを持って使っている ■家族のものを借りて使うことがある
■持っていないし使ってもいい

学年	自分のものを持って使っている	家族のものを借りて使うことがある	持っていないし使ってもいい
小学校4年生	49%	32%	19%
小学校5年生	52%	29%	19%
小学校6年生	59%	25%	15%
中学校1年生	68%	18%	14%
中学校2年生	70%	10%	19%
中学校3年生	78%	9%	13%

SNS学校ルールを守っていますか。

■守っている ■どちらかというを守っている ■どちらかというを守っていない ■守っていない ■ルールを知らない

学年	守っている	どちらかというを守っている	どちらかというを守っていない	守っていない	ルールを知らない
小学校4年生	27%	9%	2%	0%	63%
小学校5年生	35%	9%	1%	1%	54%
小学校6年生	26%	11%	1%	1%	61%
中学校1年生	20%	19%	5%	3%	53%
中学校2年生	29%	20%	5%	3%	44%
中学校3年生	27%	23%	6%	3%	42%

家庭でルールをつくっていますか。

■つくった ■つくっていない

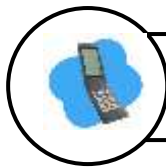
学年	つくった	つくっていない
小学校4年生	36%	64%
小学校5年生	37%	63%
小学校6年生	38%	62%
中学校1年生	50%	50%
中学校2年生	48%	52%
中学校3年生	48%	52%

(家庭ルールをつくった人は)家庭ルールを守っていますか。

■守っている ■どちらかというを守っている ■どちらかというを守っていない ■守っていない

学年	守っている	どちらかというを守っている	どちらかというを守っていない	守っていない
小学校4年生	65%	31%	3%	1%
小学校5年生	75%	21%	2%	1%
小学校6年生	72%	26%	1%	1%
中学校1年生	56%	35%	7%	2%
中学校2年生	51%	35%	11%	3%
中学校3年生	56%	33%	5%	5%

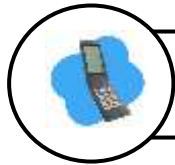
小学校4年生から中学校3年生の使用率(家族のものを借りて使う場合を含む)はどの学年も80%を超え、携帯電話やスマートフォンが子どもたちにとって非常に身近になっていることがわかります。また、学校で決めたルールは守れなくても、家庭でルールをつくると、ほぼ90%が守っています。SNSの弊害から子どもたちを守るには、家庭でのルールづくりが大変効果的です。



ネットいじめの事例



- インターネット上の掲示板やブログに、特定の人の誹謗・中傷や挑発などを書き込む。
- 特定の人のプロフィールを改ざんする。
- 掲示板やブログなどに、特定の人の名前や写真などの個人情報載せる。
- 他の人になりすまして、インターネット上で違法な書き込みをしたり、いたずらメールを送ったりする。
- 特定の人の悪口を書いたメールを大勢に一斉送信する。



ネットいじめで困ったときは？

ネット上の
中傷やなりすましは
犯罪です！

掲示板等への誹謗・中傷等の書き込みをされた場合

- 書き込みのあった内容等を保存します。
- 掲示板等の管理者に削除依頼します。
- 掲示板等のプロバイダに削除依頼します。

必ず大人に
相談しよう！
(相談は恥ずかしい
ことではないよ。)



チェーンメールが来た場合

- 必ず削除しましょう。
- 絶対に転送してはいけません。
- チェーンメールを送ってきた人に返信してはいけません。

チェーンメールは無視しても問題ありません。どうしても不安な場合は、財団法人日本データ通信協会の迷惑メール相談センターなどが、チェーンメールの転送先アドレスを公開しているので、そういった機関を利用しましょう。

＜迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>＞

(「迷惑メール対策」から「チェーンメール」へ進んでください。)

立川市立小・中学校では、「SNS東京ルール」を踏まえ、「SNS学校ルール」を作成しました。各ご家庭でもお子様の「健康」「安全」「好ましい友人関係」を維持させることを念頭に「SNS家庭ルール」の作成を進めてください。

SNS東京ルール

- 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- 自宅でスマホを使わない日を作ろう。
- 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- 自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。
- 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

この
好ましい
友人関係

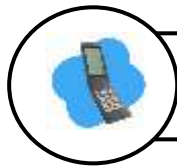
あんぜん
安全

けんこう
健康

かてい
SNS家庭ルール

インターネット利用11の約束

- ① インターネット社会でも、実生活と同じルールとマナーを守る！
- ② インターネットで知り合った人と、会わない！
- ③ 友達や他人のプライバシーを尊重し、写真などを勝手に載せない！
- ④ 住所・氏名などの個人情報を入力するときは、十分注意する！
- ⑤ ID・パスワードの管理を徹底する！
- ⑥ メールを送る前に、内容をよく確認する！
- ⑦ 面と向かって言えないことは、書かない、載せない！
- ⑧ インターネットを使うときは目的をもって使う！
- ⑨ インターネットを使う時間を決めて使う！
- ⑩ インターネットを使うときは家族と一緒に使う！
- ⑪ 「ルールを守れなかったら使わない！」と約束する！



ネット用語集

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	インターネットを通じて、コミュニケーションが図れるよう設計された会員制サービス。Facebook、Twitter、LINE、instagram など。
けいじばん 掲示板	参加者が自由に文章等を投稿し、コミュニケーションを行うことができるウェブサイト。
ブログ	「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。
プロフ	「プロフィールサイト」の略で、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、自己紹介サイトを作成することができる。不特定多数の者が見たり書き込んだりすることができる。
オンラインゲーム	コンピュータネットワークを利用して、別々の場所からオンライン上で同時に同じゲームを行うことができるもの。チャット（即時的な会話機能）等への書き込みで、会話をしながら遊ぶことができる。
なりすましメール	メールアドレスを第三者に偽装して送信するメール。
チェーンメール	一般に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメール。「幸福・不幸（の手紙）系」などの他にも、受信者を驚かせて転送させようとしたり度胸試しを促したりするようなものもある。
フィルタリング	インターネット上のウェブサイト等に、一定の基準に基づきアクセスできなくする機能のこと。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、「18歳未満の青少年が利用する携帯電話・PHSについては、フィルタリングを利用すること」が規定された。